

6.9.3.2 土地又は工作物の存在及び供用

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1) 環境保全措置

① 飛行場の存在

ア) 植生環境の変化

植生環境の変化による影響は、海域を主に利用する鳥類、海浜部を主に利用する甲殻類、山地林を主に利用する種については、いずれの種についても生息環境の減少面積、減少率はごく僅かであることから、生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

洞窟に生息する種については、消滅する洞窟があるため、生息環境は減少するものの、改変の影響を受けない洞窟にも同じ種が生息していることから、個体群維持への影響は極めて小さいものと予測され、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

二次林を主に利用する種については、事業実施区域内の二次林が人工草地や舗装面に変わることにより、生息環境が減少することとなるが、周辺に二次林は広く残されており、いずれの種についても減少面積、減少率はごく僅かであることから、植生環境の変化が生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

イ) 移動阻害

内陸部でも確認されたオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ヤシガニについては繁殖期の海浜部への移動の際に影響が生じるおそれが考えられる。しかし、直立した擁壁などの構造物が海浜部に設置されることはなく、海浜部のモクマオウ植林及び海浜植生は現状のまま残され、海岸線近くまで張り出した植生が保たれることから、空港を迂回して海浜部へ降りていくことは可能であると考えられること、着陸帯北側及び北側進入灯部分には事業の計画段階で講じた環境保全配慮として、ボックスカルバートを設置し、これが海浜部への移動経路として利用可能であり、移動阻害のおそれはほとんどないと予測されることから、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

② 航空機の運航

ア) 航空機の運航による騒音

航空機騒音による影響は、航空機騒音のレベルが、注意したほうが無難であるとした60dBを下回っている種については環境影響の程度は極めて小さく、また、60dBを上回る地点がある種については周辺に利用可能な環境が残され事業実施区域周辺の個体群の存続に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいことから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。